

## 1. 事業の目的

次代の大津町のまちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指すことを目的とする。

## 2. 補助対象の団体

- (1) 地域活動団体又はその集合体・・・地域活動団体とは、行政区、組、その他町内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体（子ども会、老人会等を含む）
- (2) まちづくり団体又はその集合体・・・まちづくり団体とは、ボランティア等の団体（規約等を設け、1年以上の活動実績があり、会員が5人以上の団体）であって、活動内容が公益に資すると認められる活動を行っており、大津町を活動拠点とし、その団体に所属する者の過半数以上が大津町民又は大津町在勤・在学である団体
- (3) 町の要請によって組織された団体・・・公益に資する活動又は研究等のために町が要請し組織された、まちづくりに寄与する団体であって、他の補助事業の交付や自主財源を有しない団体

## 3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、大津町のまちづくりに貢献することが期待される人材育成事業とし、次に定めるものとする。

- (1) 人材育成のための先進地研修事業
- (2) 人材育成のための研修講師招へい事業
- (3) まちづくりを行う団体の活動費補助事業

※(1)及び(2)の研修事業を行うにあたっては、目的と次につなげる活動を明確にする。単に知識習得や提言だけに終わることなく、実際の活動へと発展させることを目指すよう努める。

### ■ 補助対象事業とならないもの

- (1) 営利目的及び政治的活動、並びに神社・仏閣等の宗教に関するもの  
(政治的活動には、団体の代表が、国、県、町の議員である場合を含む)
- (2) 国、県又は他の補助事業に該当し、その助成を受けたもの
- (3) 本町の他の補助事業に該当するもの

## 4. 補助対象経費、補助率及び補助限度額

補助対象となる経費は次表のとおりで、事業の実施に直接必要な経費とする。補助率及び補助限度額についても次表のとおりとする。

「大津町まちづくり担い手育成事業」 概要版

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象者
(1) まちづくり 人材育成 先進地研修 事業	交通費、宿泊費、 車両借上げ料、 燃料費、教材購入費、 その他事業実施に必要な 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 対象経費の10/10</li> <li>補助限度額 1人5万円かつ 1団体30万円を 限度額とする</li> </ul>	(1) 地域活動団体 又はその集合体 (2) まちづくり団体 又はその集合体 (3) 町の要請によっ て組織された団体
(2) まちづくり 人材育成 研修講師 招へい事業	講師謝礼金、交通費、 講師の宿泊費、教材 購入費、その他事業 実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 対象経費の10/10</li> <li>補助限度額 講師謝礼金は10 万円を限度額、 その他は実費と し、補助限度額 は20万円とする</li> </ul>	(1) 地域活動団体 又はその集合体 (2) まちづくり団体 又はその集合体 (3) 町の要請によっ て組織された団体
(3) まちづくり 団体活動費 補助事業	事業の実施に必要な 経費 ただし、人件費や 施設の運営費等は 対象外とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 対象経費の5/10</li> <li>補助限度額 30万円 (事業費は60万円)</li> </ul>	(2) まちづくり団体 又はその集合体 (3) 町の要請によっ て組織された団体

※1 会計年度における補助は1団体、1事業、1回限りとする。

■ ただし、以下の経費は補助対象としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
- (2) 飲食費（会議等におけるお茶代を除く。明細等により内容を確認）
- (3) 用地費
- (4) 地域の施設、設備等の維持管理に係る経費
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他事業の実施に直接関係のない経費、及び町長が社会通念上適切でないと思  
った経費

5. 申請期間

申請は、随時受け付ける。

6. 事業期間

大津町補助金交付基準に関する要綱第8条に基づき、3年を補助終期（～H32まで）と  
し、終期到来を迎えた際には補助金交付の再検討を行い、継続又は廃止を決定する。

7. その他

補助金の交付を受けたものは、知り得た知識、技術等を活かし、大津町のまちづくりに貢  
献するため努めなければならない。